

事務連絡
令和4年6月17日

各〔都道府県
市町村
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

アストラゼネカ社ワクチンの配分及び接種体制等について

新型コロナウイルスの初回接種（1回目・2回目接種をいう。以下同じ。）に用いるアストラゼネカ社ワクチン（コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（アストラゼネカ株式会社が令和3年5月21日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。）。以下「AZワクチン」という。）の令和4年度における配分量及び配分に係る手続等については、「令和4年度におけるアストラゼネカ社ワクチンの配分等について」（令和4年4月18日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において、お示したところです。

今般、AZワクチンの最後の配分に係る手続及び接種体制等について、下記のとおりお示します。各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について御了知いただくとともに、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び関係機関への周知をお願いいたします。

記

1. ワクチンの配分量について

AZワクチンの配分は、今般お示しする分が最後となります。第14クール（ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）上の名称は「AZ14」）においては、十分な量のワクチンが供給される予定であることから、各都道府県において希望する量の登録が可能です。その際、記3にも留意しつつ、希望する量の登録をお願いいたします。

また、第14クールで配分するロットについては、最小流通単位が10バイアル（100回接種分）で、有効期限が令和4年9月30日までのものを配分する予定です。

2. ワクチンの配分に係る手続等について

（1）AZワクチン接種センター及び納入希望量の登録

AZワクチンの接種を行う会場（以下「AZワクチン接種センター」という。）及び納入

希望量の登録の手続については、これまでと同様に行ってください。

なお、前回第13クールと同様、1箱10バイアル入りに変更されていますが、V-SYSに納入希望量を登録するに当たっては、1箱2バイアル入りとみなして、納入希望量を5以上かつ5刻みで登録してください（例：100回接種分の納入を希望する場合は納入希望量を従来どおり「5」とV-SYSに登録し、200回接種分の納入を希望する場合は納入希望量を従来どおり「10」とV-SYSに登録し、それぞれ、自動計算で100、200となっているか確認してください。）。

（2）納入希望量等の登録等

第14クールにおける納入希望量の登録等は、以下のスケジュールで行います。

- ・希望量登録の締切（AZ14） 7月5日（火）15時
- ・ワクチン等の配送（AZ14） 7月19日（火）の週

3. AZワクチンに係る接種体制等の留意点について

AZワクチンの初回接種については、27日以上の間隔において、原則27日から83日までの間隔において2回接種することとし、最大の効果を得るためには55日以上の間隔において接種することが望ましいこととされております。このため、これからAZワクチンによる初回接種を希望する方については、第14クールで配分するロットの有効期限が到来する前に2回目接種を完了できるよう、1回目接種を可能な限り令和4年7月までに受けることが望ましい点にご留意ください（例：1回目接種を令和4年7月30日（土）に受けた場合、55日の間隔において、2回目接種を同年9月24日（土）に受ける。）。その際、これからAZワクチンによる初回接種を希望する方への1回目接種及び既にAZワクチンの1回目接種を受けている方への2回目接種については、第13クールで配分したロット（有効期限が令和4年7月31日までのもの）も活用するようお願いいたします。

上記も踏まえ、各都道府県におかれては、AZワクチンを必要とする方が第14クールで配分するロットの有効期限までに円滑に初回接種を完了できるよう、管内の市町村と連携の上、住民への周知等をお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、管内の市町村と調整の上、AZワクチンの接種状況や武田社ワクチン（ノババックス）（組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の承認を受けたものに限る。）の配送状況等を踏まえ、AZワクチンによる初回接種を希望する方がいないと判断される場合には、各都道府県に少なくとも1箇所の設置をお願いしていたAZワクチン接種センターの設置を終了して差し支えありません。